

(10)鑑 定 料 金 (参考)

平成 18 年 5 月 15 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(単位 円)

種 目	基 準	金 額
1. 倉口検査	3倉まで 4倉から1倉につき	21,330 5,980
2. 積付検査		
(1) 普通貨物	積込トン数 1,000 トンまで 1,000 トンを超える場合は、超えるトン数について 100 トンまでを増すごとに	22,660 1,580
(2) 特殊貨物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トン までを増すごとに	22,660 364
(3) 危険物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トン までを増すごとに	34,010 545
3. はしけ、機帆船等 (デッドウェイトスケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定	1隻につき { 検定トン数 100 トンまで 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増すごとに	16,540 725
4. 本船、油槽はしけの液量検定及び検査		
(1) 液量検定	(イ) 本船油槽 1槽1測度につき { 鉱油 動・植物油・化学成品及び液化ガス 危険物	6,710 12,050 33,340
	ただし、同時に3槽以上検定した場合は、3槽目から 1槽1測度につき { 鉱油 動・植物油・化学成品及び液化ガス 危険物	4,670 8,430 23,360
	(ロ) 油槽はしけ { 鉱油 検定量 1 キロリットルにつき 動・植物油及び化学成品 検定量 1 トンにつき 危険物 検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき	46.70 100.30 246

種 目	基 準	金 額
(2) 清掃検査	(イ) 本船油槽	
	1槽につき	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 鉱油・化学成品 17,430 └ 動・植物油 24,250
	ただし、同時に2槽以上検査した場合は、2槽目から	
	1槽につき	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 鉱油・化学成品 12,050 └ 動・植物油 17,050
	(ロ) 油槽はしけ	
	1槽につき	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 鉱油・化学成品 8,340 └ 動・植物油 14,370
5. 貨物の損害並びに原因鑑定	検査貨物の製品価格の0.7%以内とします。	

- (注) (1) 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。
- (2) 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。
- (3) 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき 2,433円
	(2) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 8時30分から21時30分までの間における作業 毎4時間以内につき 9,726円
	(3) 雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業 基本料金の1割増

3. 最低料金

- (1) 液量検査に係る最低料金は、一件につき
- 本船油槽……………24,970円
 - 油槽はしけ……………20,960円
 - ただし、危険物の場合は……………49,900円
- (2) 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき……………24,020円
- (3) 貨物の損害並びに原因鑑定に係る最低料金は、一件につき……………26,780円とします。

4. 諸料金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき……………13,978円

- (2) 検査報告書発行手数料
 - ① 3通までは、無料とし、4通目から写し1枚につき……………426円
 - ② 再発行の場合、1枚につき……………856円
 - ③ サインドコピーは①及び②の5割増となります。
- (3) 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。
 - 種目 1. 倉口検査
 - 4.(2) 清掃検査

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

- 2. 特殊貨物とは、重量品（1個5トン以上のもの）、かさ高品（1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物）、甲板積貨物（船の暴露甲板へ積まれるもの）、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

- 3. 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

- 4. 清掃検査において

- (1) 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。
- (2) 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶並びに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

- 5. 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

- 6. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

- (2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日、祝祭日作業割増を適用します。

- (3) 雨天・雪天作業割増

雨天、雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

7. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、検査のため待機した場合に適用します。

ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 検査報告書発行手数料

本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

(3) 諸料金(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。

8. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税及び地方消費税の加算については、

(イ) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

10. 実 費

(1) 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

(2) 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 委託者から通常の検査、鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

11. そ の 他

(1) 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲において当事者間の取極め又は慣習によります。